

最近の判例から

市街化調整区域内の土地の説明義務

(津地裁四日市支判 平九・六・二五 判例集未登載) 二木 卓馬

市街化調整区域内の土地について、媒介業者は建築不可である旨を明確に説明すべき注意義務を負っているにかかわらず、これを怠り、いかにも建築できるかのように誤信させたとして、一、三〇〇万円の支払いを命じた事例(津地裁四日市支部 平成九年六月二五日判決 控訴(和解) 判例集未登載)。

一 事案の概要

買主Xは、平成二年五月一四日、客付業者Y₂及び元付業者Y₃の媒介で、売主Y₁から、将来息子の住宅を建てる目的で、市街化調整区域内の土地(二八六一m²)を、代金二六〇〇万円、契約交渉金二〇〇万円で買い受けた。

本件契約を締結するにあたり、Xは、将来の建築目的をY₂に告げていたが、Y₂はY₁にその旨を告げなかつた。

Y₁は、Y₃に対し、本件土地は市街化調整区

域内のため建物が建築できない旨契約書に明記を求めたが、Y₃は、第七条(特約)として、「①地目が山林の為建築の場合開発許可等を要する、②調整区域のため売主は建物について責任をとらない、③①については買主負担とする」と記載した。

また、Y₃が作成した重要事項説明書では、「市街化調整区域」、「建築許可等を要す」と記載されていたので、Xは、建物が建築できるものと信じて、契約を締結した。

平成六年六月になつて、Xがローン負担軽減のため本件土地の半分を売却しようと考へ、相談したところ、現時点では建物の建築ができないことが判明した。

Xは、Y₁に対し、錯誤無効を理由に代金の返還を、また、Y₂及びY₃に対し、媒介業者の説明義務違反を理由に損害賠償を求めた。

二 判決の要旨

これに対して、裁判所は、次のよつたな判断を下した。

- (1) Y₁については、Xの購入動機が伝えられておらず、要素の錯誤があつたとは認められないとしたが、
- (2) Y₂及びY₃については、①本件土地は市街化調整区域内にあるので原則として建物は建築不可である旨を明確に説明すべき注意義務を負っているにかかわらず、これを怠り、いかにも建築ができるかのように誤信させたとして、②Xが支払った一、七〇〇万円のうち現在の時価一、四〇〇万円を差し引いた一、三〇〇万円について、連帶してXに支払うよう、命じた。

三 まとめ

本件は、控訴後、控訴審において、Y₂及びY₃が本件土地を半分ずつ、それぞれ一、二〇〇万円で買い受けることで、和解が成立した。

市街化調整区域内の土地をめぐる紛争は、多い。既存宅地であるとか(千葉地裁佐倉支判 平九・四・一六 判例集未登載 本誌三八一三二)、既存権利を取得している等(浦和地判 平八・三・二八 判例集未登載 「裁判

例」一一〇五)、虚偽の説明をすることがある。これらは、いざれも損害賠償を命ぜられている。

本件は、虚偽の説明をしたとまではいえないが、いかにも建築できるかのように誤信させた場合である。この場合も、建築不可である旨を明確に説明すべき義務があるとされた。当然の判決であろう。

(調査研究部研究員)

建替目的で連棟式住宅の売買契約を締結した買主が、宅地細分化防止指導要綱の説明がなかつたとして、債務不履行を理由に売買契約を解除し、売主に手付金の返還及び違約金の支払いを、また、媒介業者に手数料相当額の損害賠償を求めた事案において、売主の説明義務は契約上の附隨義務であるとして、買主の請求を認容した事例(東京地裁 平成九年一月二八日判決 控訴(和解) 判例時報一六一九号九三頁)。

一 事案の概要

買主Xは、平成七年六月二九日、媒介業者Y₂の媒介で、売主Y₁から、中古の土地建物(建築一四年。土地三八・三五m²、建物四七・五五m²)を、三二二〇〇万円で買い受ける旨売買契約を締結し、手付金三〇〇万円を支払った。本件契約にあたり、Xは、Y₂に建替えは大

最近の判例から

連棟式建物の売買の説明義務

(東京地判 平九・一・二八 判時一六一九一九三) 二木 卓馬

丈夫か尋ねたところ、Y₂は、自由にできることを説明した。

しかし、本件建物は、棟割式の三戸連棟の建物の一つで、昭和五七年三戸連棟の建物として建築確認を得たものであり、本件建物を一戸の建物として建て替えるには、建築敷地を分割する必要があつたが、同分割については、区の「宅地の細分化防止に関する指導要綱」により、区との事前協議が必要なところ、同要綱では六〇m²未満の敷地を認めていないため、事前協議が整わず、建築確認を得ることができない物件であつた。

本件建物が連棟式とされたのも、本件指導要綱の基準を回避するためであつた。

また、本件建物は連棟式で隣家と接続しているため、建て替えるには、隣家との接続部分を切断し、むきだしとなる隣家浴室について外壁を新たに作る必要があり、隣家所有者